



2016年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号:6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社による民事再生手続（韓国の回生手続）申立ての却下に関するお知らせ

当社の非連結子会社で光学ドライブの製造・販売事業を行っている東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国社（以下、「TSST-K」）に対して、昨日11月30日付で韓国・スウォン地方裁判所より回生手続（※1）を開始しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせします。

※1：日本法上の民事再生手続に相当します。

記

1. 経緯

2016年10月12日付「当社海外子会社の民事再生手続（韓国の回生手続）の開始申立てに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社子会社の東芝サムスンストレージ・テクノロジー株式会社（以下、「TSST」）が発行済株式の50.1%を保有する非連結子会社のTSST-Kは、同日付でスウォン地方裁判所に新規の回生手続開始の申立てを行うことを決定し、同日申立てを行っていましたが、昨日11月30日付で同裁判所は回生手続を開始しない旨決定しました。

この決定により、2016年10月13日付「当社海外子会社に対する破産宣告および破産手続開始決定に関するお知らせ」で公表していました韓国・ソウル中央地方裁判所による破産手続のみが進行し、債権者集会が2016年12月15日に開催される予定です。（※2）

※2：今後の予定につきましては、ソウル中央地方裁判所の決定や手続の進行状況等により変更となる可能性があります。

2. 当社業績への影響

TSST-Kに対して当社は約6億円（2016年9月末時点）の債権を有していますが、全額引当を計上しており、また、TSST-Kの負債についても当社は債務保証等の責任を負っていないため、当社の当期業績に影響はありません。

以 上